大垣市社会福祉協議会

地区社協推進活動に対する助成要綱

（目　的）

　地区社協の活動を充実強化するため、適正な地区社協主催事業に対して、市社協は当該年度の予算の範囲内において、各基準による助成を行う。

（内容及び基準）

**＜一般会費からの助成事業＞**

**１　事業活動補助金（様式１、２）**

（１）当該年度の市社協会費納入額の７５％を支給する。但し、前期（概ね６月中旬に支給）は、前年度会費納入額の３０％分を支給し、後期（概ね１１月下旬に支給）に、その当該年度の会費納入額の７５％を算出し、前期支給額との差額分を後期補助金として支給する。

※地区社協主催による各事業の基本的な財源であることから、各団体への配分は　　　　　　避けること。

（２）次の事業に活用してください。

①連絡調整費　各種団体との通信費・会議費など。

②印刷費　地区社協主催による各事業の住民向け啓発チラシ代。

福祉大会におけるパンフレット代

　　　　　　　　　※地区社協が主催であること。共催、後援は該当しない。

　　　　③地区社協が発行する『社協だより』

　　　　④三世代交流事業

　　　　⑤地区社会福祉大会

　　　　⑥敬老会

　　　　⑦福祉推進委員研修会（懇談会）

　　　　⑧高齢者を囲む会

　　　　⑨ふれあい・いきいきサロン

　　　　⑩歳末友愛訪問

　　　　⑪その他の地区社協事業

**２　福祉推進委員研修会（懇談会）に対する補助（様式３）**

　　地区社協で実施される福祉推進委員の研修（懇談会）に対して参加者１人あたり

１００円を支給する。（年２回まで）

**３　モデル指定事業に対する補助（様式４）**

モデル指定した地区社協に対して、年３０，０００円を支給する。

**４　地域防災力向上推進事業に対する補助（様式８）**

　　災害時要援護者支援体制の継続的推進を図り、更に地域防災力向上の推進を高めることを目的とした事業に１地区社協あたり年３０，０００円を支給する。

**＜共同募金、歳末募金からの助成事業＞**

**５　歳末友愛訪問事業に対する補助（様式５）**

　　在宅のひとり暮らし高齢者（７７歳以上）・寝たきり高齢者・障がい者等に対し、地区社協事業として実施される友愛訪問活動に支給（概ね１１月～１２月）する。

（訪問世帯数×７５０円）

　なお、寝たきり高齢者については、介護度が要介護４・要介護５の方を対象とする。障がい者については、２０歳以上の在宅の障がい者で施設などを利用していない方とする。

**６　食事サービス事業**

　　地区社協で実施される在宅のひとり暮らし高齢者等の食事サービス事業に必要な材料　　　費等の一部を支給する。

**７　高齢者を囲む会に対する補助（様式６）**

　　地区社協で実施される高齢者を囲む会に参加の７０歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者とボランティアに、材料費とし１人あたり５００円を支給する。（年２回まで）また、地域の実状に合わせ、開催場所を細分化しての実施も認める。

**８　ふれあい・いきいきサロンに対する補助（様式７）**

　　地区社協が主催するサロンに対して、１サロンあたり年１０，０００円を支給（概ね１１月～１２月）する。ただし、年４回以上実施し、必ず１１月～１月に１回実施すること。

（附則）

昭和５６年４月１日施行

平成１４年４月１日一部改正

平成１６年４月１日一部改正

平成１７年４月１日一部改正

平成１８年４月１日改正

平成１９年４月１日一部改正

平成２０年４月１日一部改正

平成２１年４月１日一部改正

平成２２年４月１日一部改正

平成２３年４月１日一部改正

平成２４年４月１日一部改正

平成２６年４月１日一部改正

平成３０年４月１日一部改正